

[別紙1]

鳥取・吉林ADAS・EVプロジェクト事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

(毎年4月30日まで※)

※年度中途に補助事業の実施を開始する場合は、補助事業の実施を開始する一月前までに申請。

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着

(交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：当該年度の全ての事業が完了した日

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出

(完了・廃止・中止から30日以内、又は、翌年度の4月20日まで)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※実績報告書が提出されたら、報告内容を確認し、証憑書類等の検査を行った上で、額を確定し、支払い手続きを行います。

資料提出・問い合わせ先

商工労働部・通商物流課

鳥取県鳥取東町1-220

0857-26-7661 tsushou-buturyu@pref.tottori.lg.jp